平成３０年（フ）第２０号
東京都足立区伊興３丁目18―13―201
破産者　氏家由理子
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６６号
東京都足立区舎人６丁目９―17―104
破産者　伊波　逸次
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８１号
東京都練馬区大泉町３丁目26―14　グリーンビレッジ大泉Ｃ棟102
破産者　小笠原千早
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８２号
東京都杉並区高円寺南１丁目６－５―702
破産者　古谷　一輝
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２３号
栃木県宇都宮市若松原３丁目８番21号
破産者　株式会社エス・キューブ
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５８６号
栃木県宇都宮市駒生町1359番地29　プチハウスⅢ102号、前住所栃木県鹿沼市緑町１丁目８番38号
破産者　岩本　雅子
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５９２号
栃木県宇都宮市御幸本町4736番地９　増渕方
破産者　内山　貴子（旧姓古口）
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３３９９号
東京都世田谷区成城２丁目20―12―201
破産者　前田　泰子
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８１４号
東京都港区西新橋１丁目２番９号　メンターキャピタル税理士法人内、開始決定時の本店所在地東京都中央区日本橋本町１丁目９番４号　メンターキャピタル税理士法人内
破産者　ＫＩＦＭＥＣ特定目的会社
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８６２号
千葉県袖ケ浦市上宮田246番地
破産者　ザウルストレイン有限会社
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８６３号
東京都大田区南久が原２丁目33－４－103
破産者　森下　久志
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８８５号
神奈川県川崎市川崎区観音２丁目４番11号
破産者　株式会社ブレイジング
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８８６号
東京都大田区南六郷３丁目21―12―206
破産者　米谷知賀子
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８８７号
東京都大田区南六郷３丁目21―12―206
破産者　米谷　洋二
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５１４８号
東京都多摩市永山２丁目１－１―1105
破産者　田中　志奈
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２０８号
東京都大田区新蒲田１丁目14―18―101
破産者　生部　　清
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７４８３号
東京都東久留米市浅間町２丁目９－６
破産者　峰田　文一
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５８２号
東京都品川区二葉３丁目30－２　杉崎方201
破産者　丸泉　和貴
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６９６号
東京都中野区弥生町２丁目３－３―202
破産者　廣井かおり
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７７５号
東京都足立区小台２丁目35－４―201
破産者　松崎　義雄
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７８０号
東京都江東区北砂６丁目20―24
破産者　大越　潤子
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部